

平成20年12月22日

「危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令案」及び  
「船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示案」  
に関するご意見の募集の結果について

<問い合わせ先>

国土交通省海事局検査測度課

TEL : 03-5253-8111 (代表) (内線 44175)

## 記

国土交通省では、平成20年10月21日から平成20年11月20日まで、「危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令案」及び「船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示案」について、ホームページを通じてご意見を募集致しました。

その結果、環境有害物質の判定基準の追加（危告示別表第1備考1（4）、備考2（8）関係）につきまして、2名の方からご意見を頂きました。

主なご意見の概要及び国土交通省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、公表致します。

今回の募集に当たり、ご協力頂きました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

**【ご意見1】**

当該基準に基づき試験を実施する必要が発生しますが、試験に係る期間を考慮しますと平成21年1月1日までの対応は困難な状況です。

よって1年間の経過措置を要望致します。

**【国土交通省の考え方】**

ご意見にありますように1年間の経過措置を設けることといたします。

**【ご意見2】**

GHSに従って試験データをもとに評価することになるが、評価対象が膨大な数となり、必要な試験データがない場合、OECD試験法、GLP試験機関で取得の必要があり、平成21年1月1日までの対応は困難な状況です。

よって、猶予期間又は安全性データのないものを環境有害物質として暫定的に運送すること、及び、OECD法やGLP試験機関以外での試験データの活用を認めることを要望致します。

**【国土交通省の考え方】**

ご意見にありますように1年間の経過措置を設けることといたします。

また、IMDGコードにおいて、OECD法やGLP試験機関以外での試験データも活用できることが規定されています。